



厚岸町 不妊治療費等助成事業

町では、道内で不妊治療を受けられたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、保険適用後の不妊治療費の全額と交通費の一部を助成します。

不妊治療とは

一般不妊治療	タイミング法	排卵のタイミングに合わせて性交を行うよう指導する。	
	人工授精	精液を注入器で直接子宮に注入し、妊娠を図る技術。主に、夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。	
生殖補助医療	体外受精	精子と卵子を採取した上で体外で受精させ(シャーレ上で受精を促すなど)、子宮に戻して妊娠を図る技術。	<p>胚移植の段階で、以下に分かれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮胚移植 ・凍結胚移植
	顕微授精	体外受精のうち、卵子に注射針等で精子を注入するなど人工的な方法で受精させる技術。	
	男性不妊の手術	射精が困難な場合等に、手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する技術(精巣内精子採取術(TESE))等。→顕微授精につながる	

対象となる治療・助成内容

道内の婦人科
どこでも対象

● 不妊治療費

全額助成

医師が必要と認めた不妊治療にかかる検査・治療・薬剤費にかかった自己負担額を助成します。(令和8年4月1日以降に受けたもの)

(治療例)

- ・一般不妊治療(タイミング法、人工授精による治療)
- ・生殖補助医療(体外受精、顕微授精、男性不妊治療)
- ・先進不妊治療(医療保険適用の不妊治療と併用可能な先進医療として厚労省が定める技術)

(注意)

- ・道内で受けた不妊治療に限ります。
- ・加入している医療保険の高額療養費制度等を利用した場合は、制度利用後の費用を助成します。
- ・食事療養費、入院に伴う差額室料(個室料)及び文書料等の費用は助成対象外です。
- ・本人の希望による卵子や精子の凍結保存にかかる費用は対象外となります。

● 通院費

一部助成

通院した回数と医療機関がある市町村に応じて次の金額を助成します。

医療機関の最寄り駅	助成額(JR片道普通運賃相当)
釧路駅	1,210円/回
帯広駅	6,320円/回 (特急料金含む)
札幌駅	10,870円/回 (特急料金含む)

(例) 釧路市の医療機関に、5回通院した場合…

$$1,210円 \times 5回 = 6,050円$$

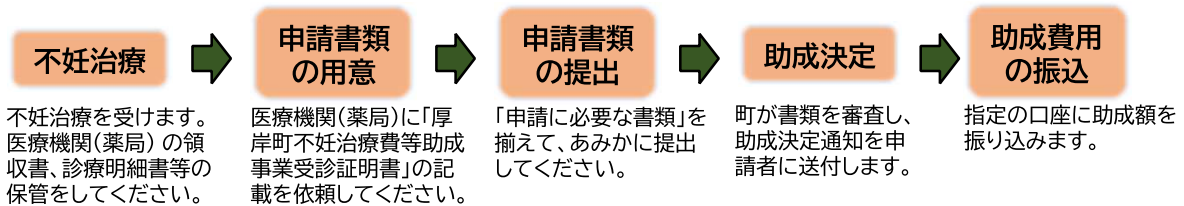
上にない駅の場合は、都度算出した額となります。

裏面もご覧ください ➡

対象となる方

- (1) 夫婦ともに厚岸町民であり、婚姻をしていること(事実婚関係にある方も含みます。)
 - (2) 夫婦ともに医療保険に加入している、または被扶養者であること
 - (3) 夫婦ともに町税等(町税、国民健康保険税、ごみ処理手数料等)の滞納がないこと。
 - (4) 同一の不妊治療に関して、他の市区町村から同等の助成を受けていないこと。
- ※(1)~(4)の要件をすべて満たしたあとに受けた不妊治療が対象となります。

申請の流れ

 治療を受けた日の年度内(4月~翌年3月末)に申請

※治療が3月から4月にまたぐ場合や必要な書類を揃えるのに時間がかかり年度内に手続きが難しい場合は、お問合せください。

申請に必要な書類

助成の申請には、次の書類が必要です。

必要な書類	備考
① 厚岸町不妊治療費等助成事業申請書	申請者が記入します。
② 厚岸町不妊治療費等助成事業受診証明書	一般不妊治療用と生殖補助医療用があります。治療終了後、医療機関に作成を依頼します。
③ 領収書のコピー、診療明細書のコピー	
④ 高額療養費制度等の支払通知書のコピー	該当者のみ 領収書に金額の記載がある場合は不要です。
⑤ 夫婦それぞれの医療保険の資格確認書等のコピー	
⑥ 夫婦の戸籍謄本または抄本	婚姻している夫婦で同一世帯の場合は不要です。
⑦ 申請者名義の通帳等のコピー	口座支店名、口座名義、口座番号がわかるページ
⑧ 事実婚関係に関する申立書	該当者のみ

※①、②、⑧は、あみかの窓口で交付、または町ホームページでダウンロードできます。
※⑥は、役場町民課での手続きになります。

町ホームページ→QRコード



申請先・お問合せ先

厚岸町保健福祉課健康推進係 保健師 まで
(厚岸町保健福祉総合センターあみか21内)
☎ 0153-53-3333